

令和5年9月25日招集

第9回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和5年第9回狹山市農業委員会総会

令和5年9月25日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 地域計画策定の進め方について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第9回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 地域計画策定の進め方について
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 農地あっせん台帳
- ・冊子「のうねん」

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、本日は1名です。

それでは、これより第9回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第9回狭山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号12番 吉田委員と13番 渡邊委員にお願いします。
議案審議の前に、地域計画策定の進め方について、農業振興課から説明をお願いします。

農業振興 【地域計画策定の進め方について説明】

課

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

平本委員 人・農地プランとの関係、位置づけはどうなりますか。

農業振興 人・農地プランが実質化された入曽、堀兼、奥富については策定委員会ができて
課 いますので、会の形は皆さんの話し合いの中で変更するということもあるかと思
います。

仲川委員 人・農地プランの立ち上げについて、入曽の話をいたしますと、農業者1人1人
に意向確認をして、拡大したいという人達が中心経営体として機能するようになり、
集約をどうするかという形にまでなっていました。

農業振興 人・農地プランの実質化の際にはコロナ禍ということもあり、話し合いの場が設
課 けられなかったところもありましたので、地域計画を以て、皆さんにいま一度、
場を設けて話し合いをしていただく中で、現状とマッチさせていくことになるか
と思います。

渡邊委員 人・農地プランの際に行った意向調査の結果を、地域計画に生かしてもよいので
すか。

農業振興 県からは、使用して構わないという回答を得ています。

課

議 長 他に質疑はありますか。

他には無いようです。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は退席します。

次に第9回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第3条の申請が堀兼地区で1件、農地法第5条の申請が入間川地区で1件、
入曽地区で2件、堀兼地区で2件、併せて5件です。
農用地利用集積計画は、入曽地区で1件です。

議 長 それでは、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告
を求めます。

はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしましたが、1号の農地は相変わらず手つかずの状態が続いています。それ以外の場所は、去年と比べるとかなり改善されています。ただ、リストに載っていない農地で雑草が生え始めているところが、今月はかなり見受けられました。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 全筆調査を行いました。森のようにになっている農地は、入曽地区もそのまま手つかずの状態でした。昨年に比べて、よく管理されているところが多いと感じました。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 あっせん台帳に記載されている農地で、手のつけようがないところが何箇所もあり、どうしたものかと思っています。
堀兼は、新たに里芋の作付けを始めた農家が多いようです。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 認定新規就農者の圃場を見て来ましたが、除草に苦労しているようです。周りの農地に影響が出ないよう、その点は注意するように伝えてあります。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 雑草の生えた農地は、所有者が刈り払い機やトラクターを使って対策をしている様子が見られます。また目立つようなことがあったら、気が付いた時点で事務局に連絡するなりしていきたいと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 耕作しているけれども雑草が生えているような農地の所有者は、全筆調査が入る旨を予め告知すると、きれいにしてくれるケースもありましたので、前もって声がけすることが大事だと感じました。
稲刈りは半分ほど終わっています。畦はまだ雑草で青々としていますので、刈入れが終わった後はきれいにしてくれるものと期待しています。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 草刈りをきちんとしている人は、この時期にきれいにしているようです。耕作している畑の一部に雑草が生えている場合がありますので、畑が雑草にまかれてしまわないよう、見守りと声かけを進めていきたいと思います。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 今日の午前中に全筆調査を終えました。今後、資料をまとめて提出したいと思います。

議 長 報告が終わりました。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が1件2筆、地目は畑、面積1,944㎡です。所有権移転はありません。

1件目

渡し人は入間市下藤沢にお住いの方、受け人は同じく入間市下藤沢にお住いの方です。

所在地は大字水野字本堀1244番1、外1筆、地目は畑、面積は1,944㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字西平野、地目は畑、面積は909㎡です。

現在の利用状況は家庭用の野菜の作付けを行っています。許可後は野菜の作付けが計画されています。譲受人は狭山市大字下奥富に居住する農業者で、総耕作面積は3,197㎡、すべて畑です。借入面積はありません。

根拠法令は、第3条第2項第1号から6号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曽字入間野、外3筆、地目は畑、合計面積は5,255㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる はい
以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は所沢市で社会福祉事業を行っている法人です。転用目的は特別養護老人ホーム敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。
また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字青柳字新屋敷、外1筆、地目は畑、合計面積は486㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、面積は495㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい
- ・ 駅、インターチェンジから300 m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号3 整理番号4について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市大字南入曽字北流、地目は畑、面積は399㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字天沼、面積は405㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市狭山に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は1件2筆、地目「田」、面積は1,290㎡、

相続による届出で、あっせんの希望はありません。

農地法第4条の規定による届出は1件2筆、地目「畑」、面積は1, 190 m²、転用目的は駐車場敷地です。

農地法第5条の規定による届出は2件2筆で、地目「畑」、面積は2, 263 m²、転用目的は住宅敷地1件、通路敷地が1件です。

農業用施設に係る届出は1件1筆、農業用施設は駐車場です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【農地あっせん台帳について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。

渡邊委員 地域計画や全筆調査について、農業委員会だよりで農家の皆さんに周知してはどうでしょうか。

事務局 これから原稿作成をしますので、盛り込むことは可能だと思います。

議長 その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第9回狹山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。